資料2

動物愛護管理基本指針の点検（進捗状況）について

（※　平成 19 年度に実施した環境省等の取組や国民の意識調査の結果等を中心にとりまとめたもの。）

普及啓発

（環境省等の取組）

○動物愛護週間、適正飼養の推進、マイクロチップの普及の推進、改正動物愛護管理法の周知などに関するポスター３種、パンフレット３種及びリーフレット１種を新たに作成し、都道府県、指定都市及び中核市（以下、関係自治体）や関係団体等に計約 96 万部を配布。

○動物愛護週間（９月 20～26 日）期間中に、東京都、台東区、動物愛護団体等と協力して、上野恩賜公園においてシンポジウムや屋外イベント、動物愛護管理功労者大臣表彰等の動物愛護週間中央行事を開催したほか、全国 97 の関係自治体が 143 の動物愛護週間地方行事を開催。

○政府広報テレビ・ラジオ、インターネットテレビ番組及び環境省ホームページ・広報誌等において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施。

○国際会議（人と動物の関係に関する国際会議）や関係学会（日本動物実験代替法学会）において講演などを行い、わが国の動物の愛護及び管理に関する取組を国内外に周知。

（現状・進捗状況）

○環境省による一般市民を対象としたアンケート調査※において、「動物愛護管理法」の認知度が約 71%に増加（H15：53.2%（内閣府調査）→ H20：71.1%）。

［※インターネットによる無作為抽出調査。サンプル数 2,146。以下同じ。］

適正飼養の推進

（環境省等の取組）

○「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の一部を改正し、警察犬や追い払い犬などの放し飼いに関する規制を緩和。

○関係自治体の担当職員や動物愛護推進員等を対象とした「動物の適正飼養に関する講習会」を北海道、岩手県及び島根県で開催し、計 397 名が参加。

○平成 20 年度の地方交付税の積算基礎に都道府県等における動物の収容等に要する経費（エサ代・ワクチン代：計 3.5 億円）を追加。

（現状・進捗状況）

○環境省による一般市民を対象としたアンケート調査において、犬ねこの不妊・去勢措置の実施率が、犬で約 40%、ねこで約 83%にそれぞれ増加。

表１　犬ねこの不妊・去勢措置の実施率

	平成 2 年	平成 12 年	平成 15 年	平成 20 年
犬	15%	27%	25%	40%
ねこ	37%	63%	70%	83%

※平成 2 年、12 年、15 年は内閣府調べ

犬ねこの引取り数・殺処分数の減少

（現状・進捗状況）

○関係自治体の収容施設における犬ねこの引取り数は、平成 16 年度に比べて約 12%減少（H16 年度：約 42 万頭 → H18 年度：約 37 万頭）。

○元の所有者等への返還や新たに飼養を希望する者への譲渡等の推進により、返還・譲渡数は約 14%増加（H16 年度：約 2.9 万頭 → H18 年度：約 3.3 万頭）。

○引取り数の減少や返還・譲渡数の増加により、殺処分数も年々減少（H16 年度：約 39 万頭 → H18 年度：約 34 万頭）。殺処分率も約 91%に減少（H16 年度：約 94% → H18 年度：約 91%）。

表２　全国における犬ねこの引取り数・殺処分数

	平成 16 年度※			平成 18 年度			増減
	犬	ねこ	合計	犬	ねこ	合計	
引取り数（千頭）	181	237	418	142	232	374	12%減少
返還・譲渡数（千頭）	25	4	29	29	4	33	14%増加
殺処分数（千頭）	156	239	395	113	228	341	16%減少
殺処分率			94%			91%	3%減少

※平成 16 年度は推計値

適正譲渡の推進

（環境省の取組）

○関係自治体に収容された迷子動物や譲渡動物をインターネット上で検索できる「収容動物データ検索サイト」に、平成 20 年６月末現在で 36 自治体が参画。

○関係自治体の担当職員を対象とした「動物の適正譲渡講習会」を岐阜県及び岡山県で開催し、全国から計 154 名が参加。

○民間団体やボランティアと連携した収容犬の譲渡の推進に関するＤＶＤを作成し、上記講習会等で活用するとともに、関係自治体等へ配布。

（現状・進捗状況）

○全国の返還・譲渡数が約 14%増加（H16 年度：約 2.9 万頭 → H18 年度：約 3.3 万頭）。＜再掲＞

ペットフードの安全性の確保

（環境省及び農林水産省の取組）

○平成 19 年３月、米国で有害な物質（メラミン）が混入したペットフードによる犬やねこの死亡事件が発生し、同年６月にはわが国でも同様のペットフードが輸入販売されていたことが判明。農林水産省と環境省が共同で、有識者からなる「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置し、11 月に、動物愛護の観点から、ペットフードの安全確保に関する法規制の導入が必要であるとする中間とりまとめを公表。

○研究会の中間とりまとめを受け、平成 20 年３月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を第 169 回国会に提出し、平成 20 年６月に成立・公布。

動物による危害や迷惑問題の防止

（環境省の取組）

○特定動物の選定基準等のあり方検討のため、資料収集及び各種調査、有識者のヒアリング等を実施。

（現状・進捗状況）

○特定動物として、全国で約 37,000 頭が飼養許可。

○全国における犬の咬傷事故件数が約 12%減少（H16 年度 6,067 件→H18 年度 5,315 件）。

表３　特定動物（危険動物）の飼養許可状況

	哺乳類		鳥類		爬虫類		計	
	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数※	頭数
[旧] 条例による飼養許可状況（平成 18 年３月 31 日時点）	450	9,193	36	105	402	31,283	845	40,581
[新] 法による飼養許可状況（平成 19 年９月１日現在）	722	11,916	94	301	483	24,672	1,180	36,889

＊箇所（総施設）数は実数を示しているため、各分類群ごとの箇所（施設）数の合計とは一致しない。

マイクロチップ等による所有明示（個体識別）措置の推進

（環境省の取組）

○都道府県獣医師会等の協力のもと、開業獣医師、関係自治体の担当職員等を対象としたマイクロチップの埋込に関する技術講習会を青森県、神奈川県、兵庫県及び広島県で開催し、計 218 名が参加。

○マイクロチップの普及推進に関するポスター及びリーフレットを作成し、関係自治体及び関係団体等に約 27 万部を配布。＜再掲＞

（現状・進捗状況）

○環境省による一般市民を対象としたアンケート調査において、犬ねこの所有明示措置の実施率が、犬は約 44%、ねこは約 26%にそれぞれ増加。

○動物ＩＤ普及推進会議（ＡＩＰＯ）へのマイクロチップの登録数が、約 13 万件に増加（H18 年度末：63 千件 → H19 年度末：131 千件）。

表４　犬ねこの所有明示措置の実施率

	平成 15 年	平成 20 年	増減
犬	33%	44%	11%増加
ねこ	18%	26%	8%増加

表５　マイクロチップの登録数（動物ＩＤ普及推進会議調べ）

	犬	ねこ	その他	合計
平成 18 年度末現在	43,441	18,211	1,147	62,799
平成 19 年度末現在	103,418	25,887	1,783	131,088

動物取扱業の適正化

（環境省等の取組）

○動物販売業における販売実態等について、環境省と全国ペット小売業協会が共同で、動物販売業者に対してアンケート調査を実施。

○全国ペット小売業協会及び都道府県等に対し、ペット販売時の表示・説明等に関する業者の法令遵守の徹底を依頼。

（現状・進捗状況）

○改正動物愛護管理法によって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、動物取扱業の登録施設数が約 1.6 倍に増加（平成 17 年度末現在：19,893 → 平成 19 年 9 月 1 日現在：31,292）。

表６　全国における動物取扱業の登録（届出）状況

	動物取扱業種別内訳						動物取扱業総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計（のべ数）	
[旧]届出状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)	15,071	10,631	877	1,620	1,267	29,466	19,893
[新]登録状況 (平成 19 年 9 月 1 日現在)	20,195	14,986	677	2,460	1,652	39,970	31,292

実験動物の適正な取扱いの推進

（現状・進捗状況）

○改正動物愛護管理法及び「実験動物の飼養並びに苦痛の軽減に関する基準」の告示を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が策定した動物実験等の実施に関する基本指針や、日本学術会議がとりまとめた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」によって、「３Ｒの原則」や実験動物の飼養保管基準の遵守を推進。

産業動物の適正な取扱いの推進

（農林水産省の取組）

○平成 19 年４月に農林水産省が検討会を立ち上げるともに、検討会に採卵鶏及び豚の分科会を設置し、アニマルウェルフェアに対応した家畜別の飼養管理指針作成の検討に着手。

災害時対策

（関係団体等の取組）

○平成 19 年７月に発生した新潟中越沖地震において、新潟県、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会が中心となって動物救済本部を設置し、負傷動物の救護や資金及び物質的な支援等、被災動物及び飼い主への支援を実施。

○災害時における動物の救護や特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置の迅速な実施のため、マイクロチップ等による所有明示措置の実施及び普及啓発を推進。＜再掲＞

（現状・進捗状況）

○全国 76 自治体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画の中で、災害時における負傷動物の救護、迷子動物の捜索、動物対策本部の設置等の動物愛護管理に関する事項を明記。

人材育成

（環境省の取組）

○関係自治体の担当職員等を対象に、動物愛護管理業務の遂行に必要な専門的知識の習得を目的とした「動物愛護管理研修」を開催し、計88名が参加。

○関係自治体の担当職員、動物愛護推進員、開業獣医師等を対象とした各種講習会を開催。＜再掲＞

（現状・進捗状況）

○地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言や講習会の講師等を行う「動物愛護推進員」は、37 の関係自治体で計 2,187 名が委嘱（平成 20 年３月末現在）。

○関係自治体や地域の獣医師会、関係団体、市町村等からなる「動物愛護推進協議会」は、全国で 26 協議会が設置され、35 の関係自治体が参画（平成 20 年３月末現在）。

調査研究の推進

（環境省の取組）

○動物愛護管理に関する各種文献等の収集・整理に着手。

○各種会議等を通じて、関係自治体、獣医師会、関係業界団体、関係学会等との連携の強化を図り、科学的な知見等に基づく施策の展開を推進。＜再掲＞

動物愛護管理推進計画の策定　（別表参照）

○平成 20 年６月末までに、44 都道府県がパブリックコメントの実施や検討会の設置等により、地域の多様な意見の集約や合意形成の確保を図った上で、「動物愛護管理推進計画」を策定。

○それぞれの計画は、動物愛護管理基本指針に即し、動物の愛護及び管理に関する普及啓発や適正飼養の推進、動物取扱業の適正化、実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進など、地域の実情を踏まえた具体的な目標や取組を明記。

○犬ねこの引取り数・殺処分数の減少については、42 都道府県が具体的な数値目標を明記。

○動物愛護推進員については、新たに 17 県が委嘱を予定（平成 20 年６月末現在 22 都道府県が委嘱済み）。動物愛護推進協議会については、新たに 15 県が設置を予定（平成 20 年６月末現在 23 都道府県が設置済み）。

（別表）

都道府県動物愛護管理推進計画の整理表

平成20年6月末現在

	計画策定に係る経緯		(1)普及啓発			(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保								(3)動物による危害や迷惑問題の防止								(4)所有明示個体識別）の推進		(5)動物取扱業の適正化	(6)実験動物の適正な取扱いの推進	(7)産業動物の適正な取扱いの推進	(8)災害時対策			(9)人材育成						(10)調査研究の推進
	策定年月日	パブリックコメントの募集	パンフレット、ホームページ等による普及啓発の推進	動物愛護週間行事等の開催	教育機関との連携による普及啓発	犬ねこの引取り・殺処分の削減			犬ねこの返還・譲渡推進	数値目標	犬ねこの不妊去勢措置の推進	動物の遺棄・虐待防止の推進	適正飼養に関する講習会等の開催	狂犬病予防対策の推進	人と動物の共通感染症予防対策	所有者不明のねこ・地域ねこ対策	ねこの屋内飼養の推進	迷惑問題に関する苦情・相談の削減	数値目標	動物による迷惑行為の防止	特定動物の適正飼養と迷惑問題の防止	所有明示率の向上	数値目標	マイクロチップによる所有明示推進	動物取扱業への指導、監視強化	「3Rの原則」の周知徹底	産業動物飼養保管基準の周知徹底	災害時の動物救援ガイドライン、マニュアル等の作成	地域防災計画への明確な位置づけ	災害時の動物救護体制の強化	関係団体、ボランティア等との官民連携体制の構築	研修会等の開催による担当職員の資質向上	動物愛護推進員		協議会推進の設置		調査研究事業の推進と連絡協議会等の設置
							犬ねこの引取り・殺処分の削減率	犬ねこの引取り目標削減率	犬ねこの殺処分目標削減率																								委嘱済み	委嘱の推進	設置済み	設置の推進	
北海道	H20.2.18	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○	有	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○		○		○
青森県	H20.3.25	○	○	○	○	○	50%減		犬：30%減 ねこ：40%減	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○			○	○						○
岩手県	H20.3.26	○	○	○	○	○	25%減（H24） 50%減			○	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
宮城県	H19.12.18	○		○	○	○	50%減			○		○	○	○	○		○	○	有	○	○	○		○	○					○	○	○		○		○	
秋田県	H20.2.28	○	○	○	○	○			50%減	○		○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山形県	H20.3.24	○	○	○	○	○			犬：30%以上減 ねこ（所有者有）：50%以上減	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	
福島県	H20.3.19	○	○	○	○	○	犬：約58%減 ねこ：約75%減			○	有	○	○	○	○		○	○	有	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○						○
茨城県	H20.3.26	○	○	○	○	○	50%減			○	有	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○		○		○
栃木県	H20.3.25	○	○	○	○	○	約16%減（H24） 約50%減		約18%減（H24） 約55%減	○	有	○	○	○	○		○		○	○		○	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
群馬県	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減			○	有	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○
埼玉県	H20.3.25	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○		○	○	○	○			○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○
千葉県	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	有	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	
東京都	H19.4.5	○	○	○	○	○	50%減		55%減	○	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
神奈川県	H20.3.25	○	○	○	○	○			50%減	○	有	○	○	○	○	○		○	有	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
新潟県	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
富山県	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○
石川県	H20.3.28	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	有	○	○	○	○		○	○	○	○					
福井県	H20.3.18	○	○	○	○	○			約30%減	○	有	○	○	○	○	○	○	○	有	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○				○	
山梨県	H20.3.28	○	○	○	○	○	概ね50%減			○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
長野県	H20.3.28	○	○	○	○	○	犬：50%減 ねこ：30%減			○	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
岐阜県	H20.3.27	○	○	○	○	○	50%減		殺処分率：50%以下	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
静岡県	H20.3.31	○	○	○	○	○			50%減	○		○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○
愛知県	H20.3.21	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○		○	○			○		○	
三重県	H20.3.28	○	○	○	○	○	犬ねこ（所有者有）：25%減（H24） ねこ（所有者不明）：10%減（H24）			○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	有	○		○	○			○	○	○		○		○	○
滋賀県	（7月策定予定）																																			
京都府	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減			○	有	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
大阪府	H20.3.27	○	○	○	○	○	犬：概ね50%減 ねこ（所有者有）：概ね50%減 ねこ（所有者不明）：概ね30%減			○	有	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
兵庫県	H20.3.31	○	○	○	○	○				○	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○
奈良県	H20.2.1	○	○	○	○	○	30%減（H24）		50%減（H24）	○	有	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○	有	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○
和歌山県	H20.3.21	○	○	○	○	○	30%減（H24） 50%減		30%減（H24） 50%減	○	有	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○
鳥取県	H20.5.30	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○		○	○	○			○		○	
島根県	H20.3.17	○	○	○	○	○	約46%減（H24） 約73%減			○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
岡山県	（11月策定予定）																																			
広島県	H20.3.27	○	○	○	○	○			50%減	○		○	○	○	○	○		○	有	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
山口県	H20.3.28	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○		○	○	○	○	○			○	有	○	○	有	○	○	○	○		○	○	○			○			○
徳島県	H20.3.31	○	○	○	○	○			90%減	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
香川県	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○		○	○		○		有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
愛媛県	H20.3.24	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
高知県	H20.3.28	○	○	○	○	○			H19年度比 犬ねこ（所有者有）：50%減 ねこ（所有者不明）：25%減	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
福岡県	H20.3.31	○	○	○	○	○			50%減	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○
佐賀県	H20.3.31	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○
長崎県	H20.4.4	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○		○	○	○		○		○	
熊本県	H20.4.14	○	○	○	○	○	50%減			○	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	○	○		○		○	
大分県	H20.3.14	○	○	○	○	○			50%減	○		○	○	○	○	○		○	○	有	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		○	
宮崎県	H20.3.21	○	○	○	○	○	50%減			○		○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○			○		○	○	○	○		○		
鹿児島県	H20.3.25	○	○	○	○	○	50%減		50%減	○	有	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
沖縄県	（H21年2月策定予定）																																			

参考

動物愛護管理法の一般認知度

○ 国民の動物愛護管理法の認知度が約 71%に増加。
○ 動物愛護管理法の主な規定の認知度も、平成 15 年と比べそれぞれ大幅に増加。

動物愛護管理法の認知度

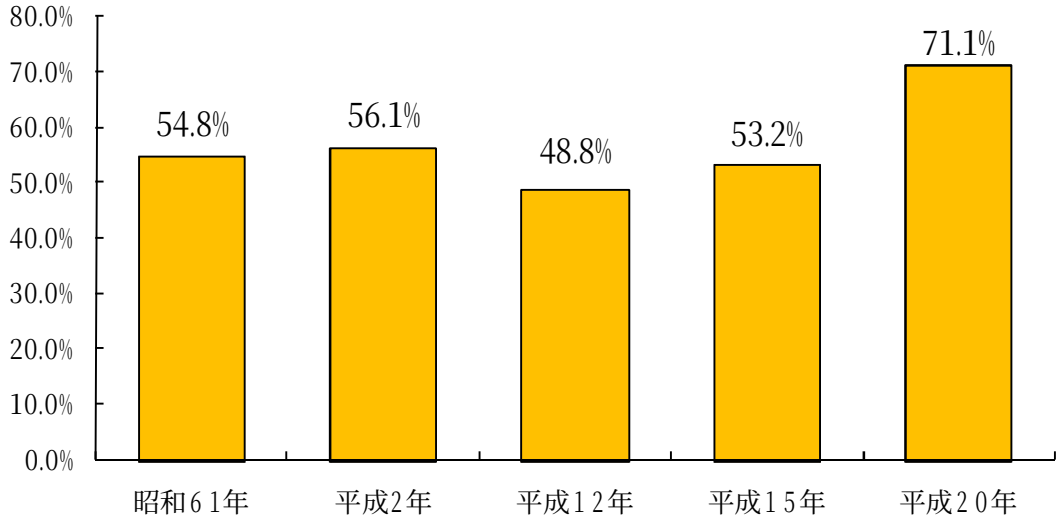

動物愛護管理法の主な規定の認知度

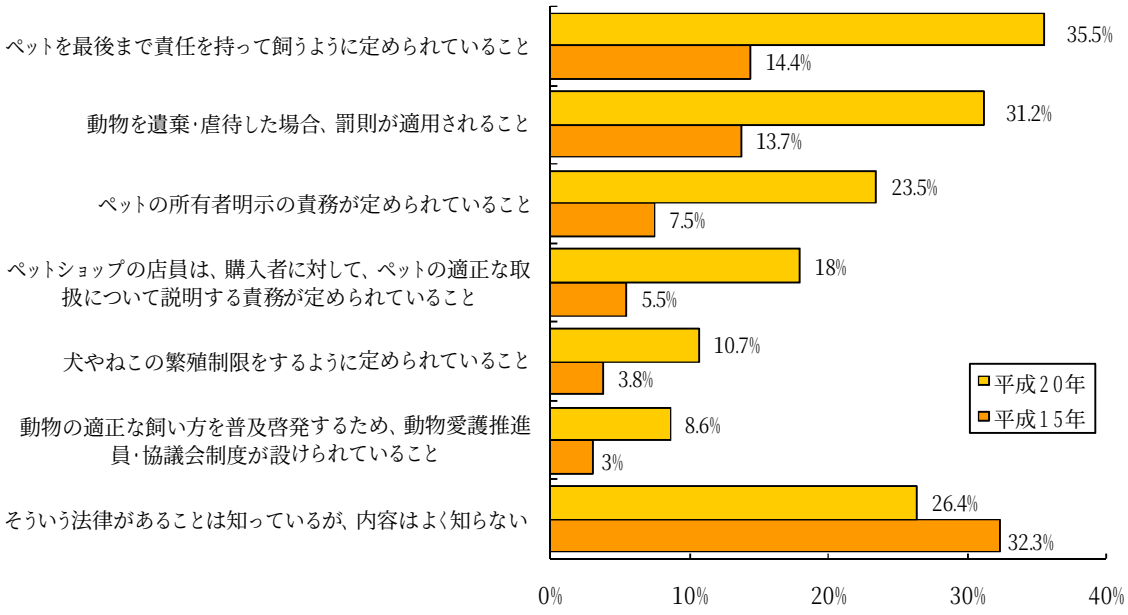

○昭和 61 年～平成 15 年　内閣府調べ　　○平成 20 年　環境省調べ

犬・ねこの不妊去勢措置

○ 犬の不妊去勢措置の実施率は約 40%に増加。
○ ねこの不妊去勢措置の実施率は約 83%に増加。

犬の不妊去勢措置の実施率の推移

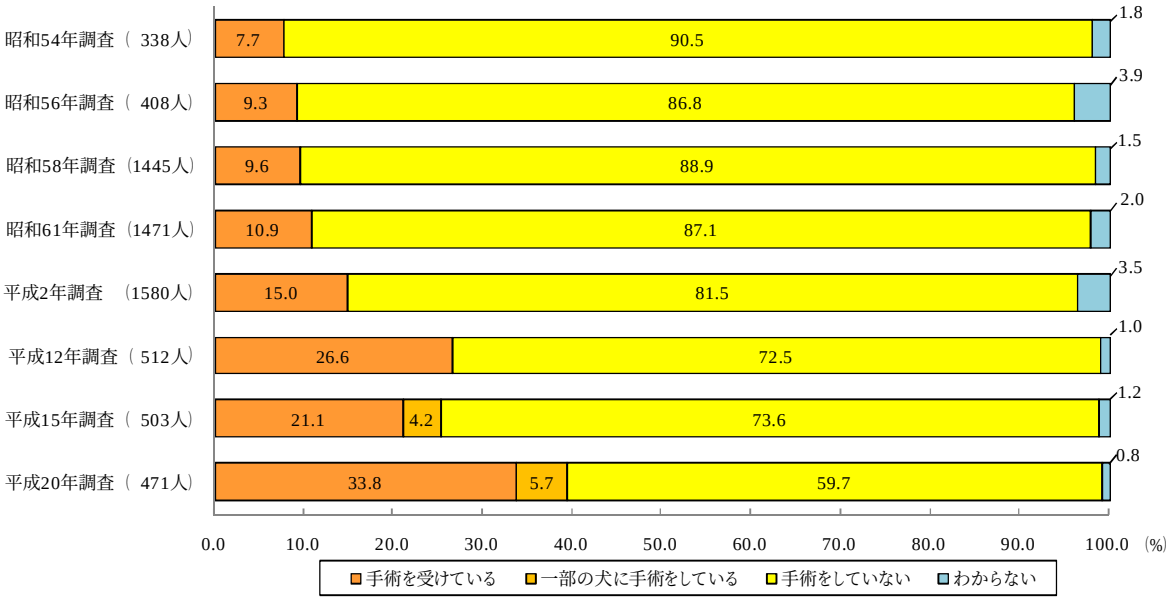

ねこの不妊去勢措置の実施率の推移

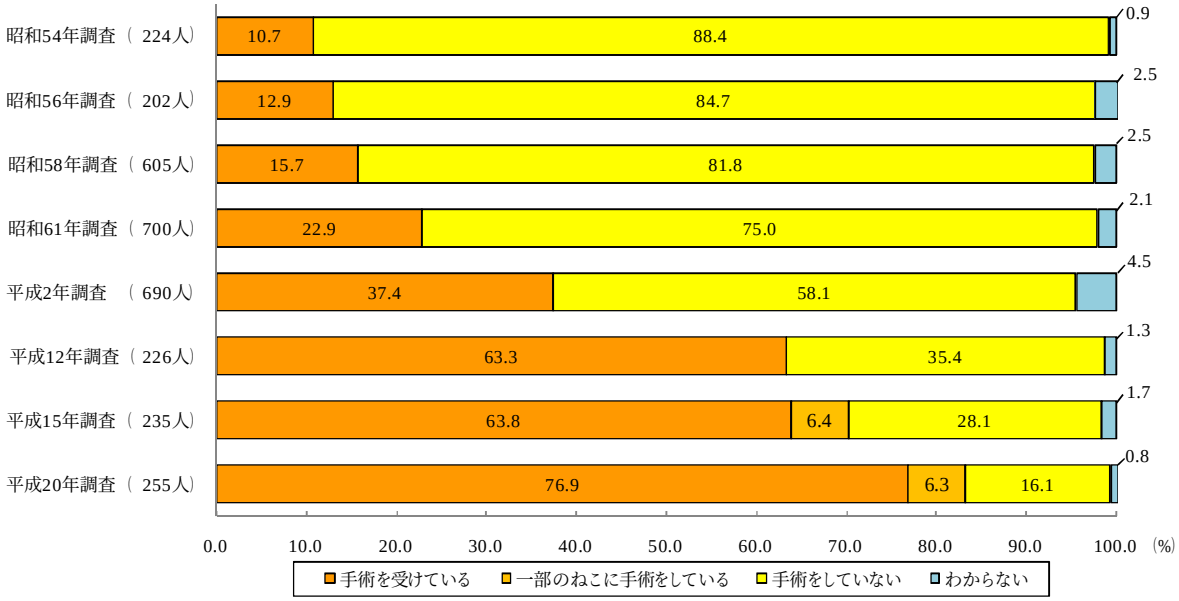

○昭和 54 年～平成 15 年　内閣府調べ　　○平成 20 年　環境省調べ

犬・ねこの引取り数、返還・譲渡数

○　犬・ねこの引取り数は、平成 16 年度と比べ約 12%減少（H18 年度 約 37 万頭）。
○　犬・ねこの返還・譲渡数は、平成 16 年度と比べ約 14%増加（H18 年度 約 3.3 万頭）。

全国の犬・ねこの引取り数の推移

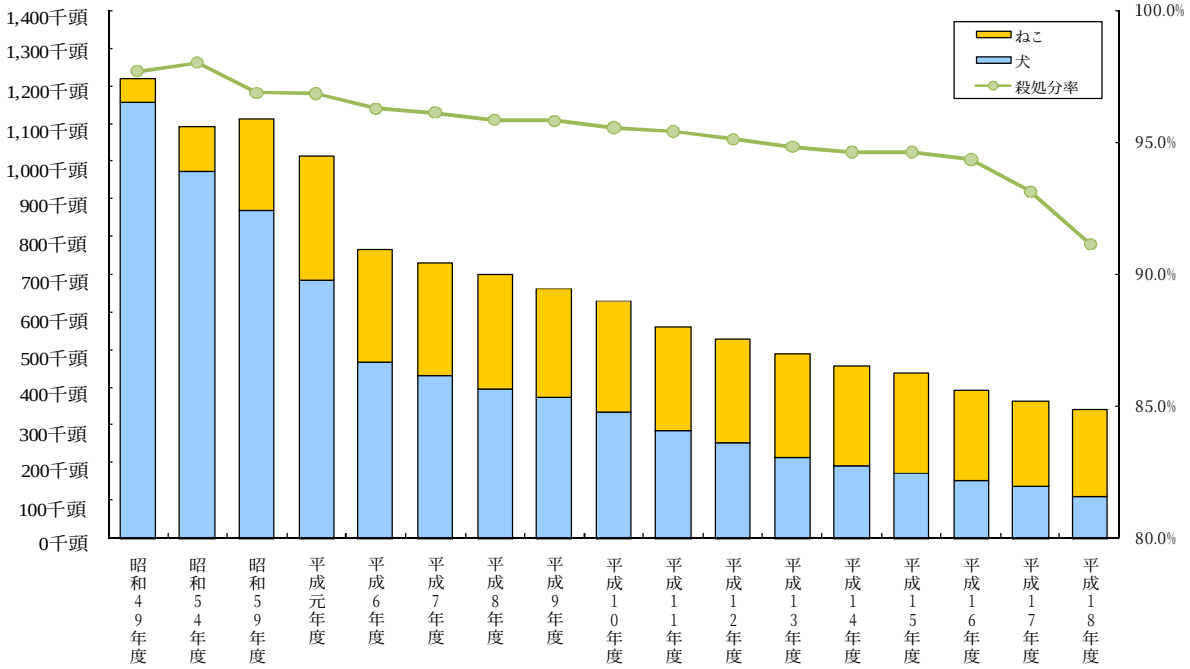

全国の犬・ねこの返還・譲渡率の推移

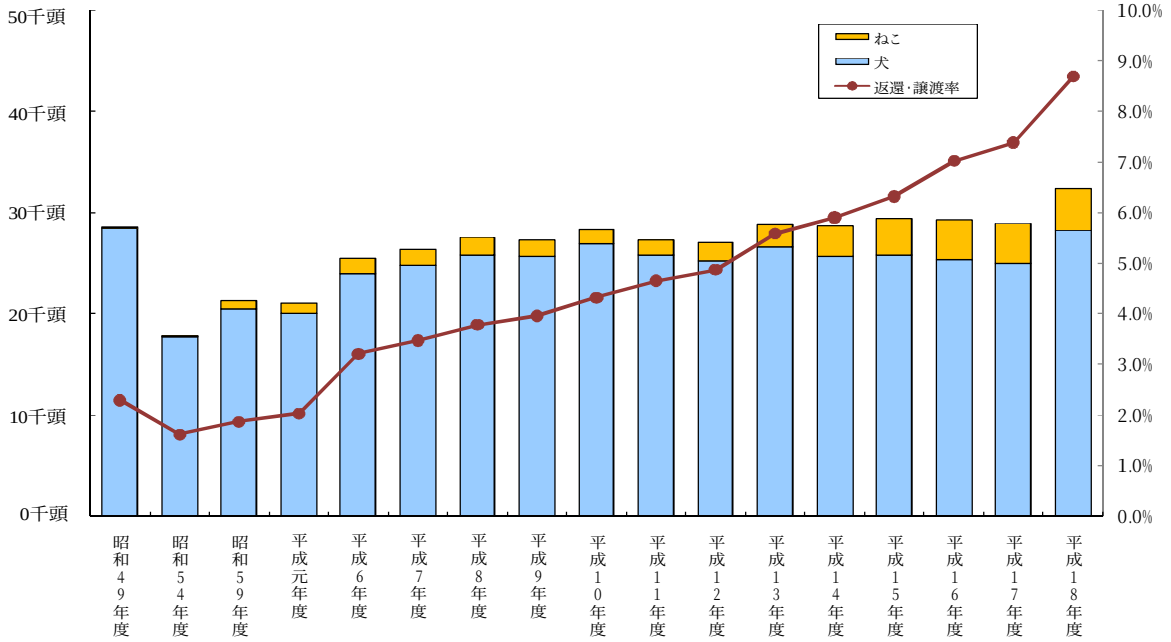

○昭和 49 年度～平成 10 年度　総理府調べ　　○平成 11 年度～平成 18 年度　環境省調べ

犬・ねこの所有明示（個体識別）措置

○ 犬・ねこの所有明示措置の実施率は、犬で約 44%、ねこで約 26%に増加。
○ 動物 ID 普及推進会議へのマイクロチップの登録数が約 13 万件に増加。

犬・ねこの所有明示措置の実施率

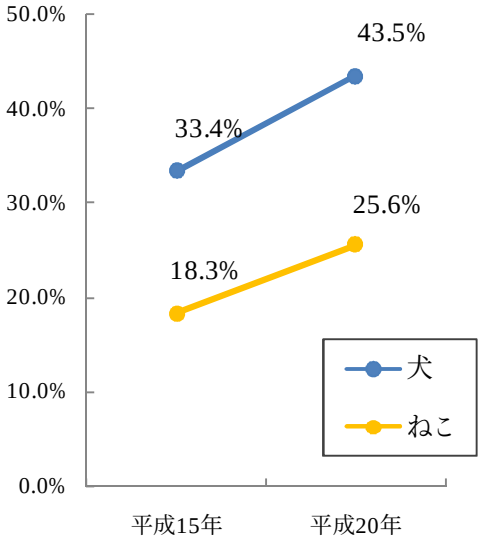

犬・ねこの所有明示措置の方法

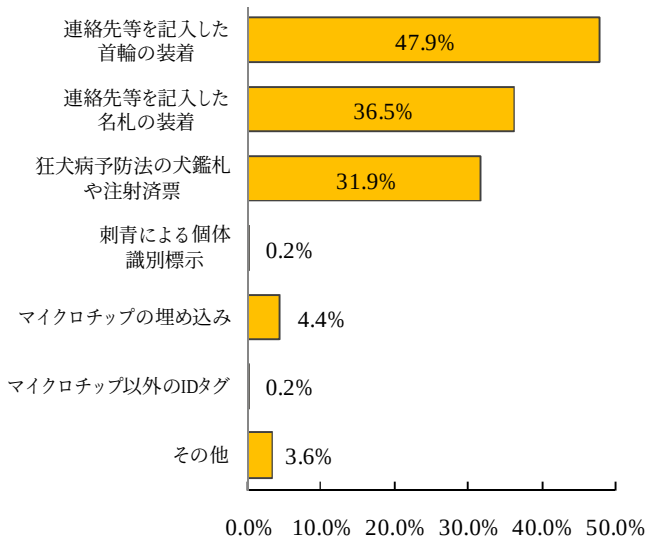

○平成 15 年　内閣府調べ　　○平成 20 年　環境省調べ

動物 ID 普及推進会議（AIPO）へのマイクロチップの登録数（累計）

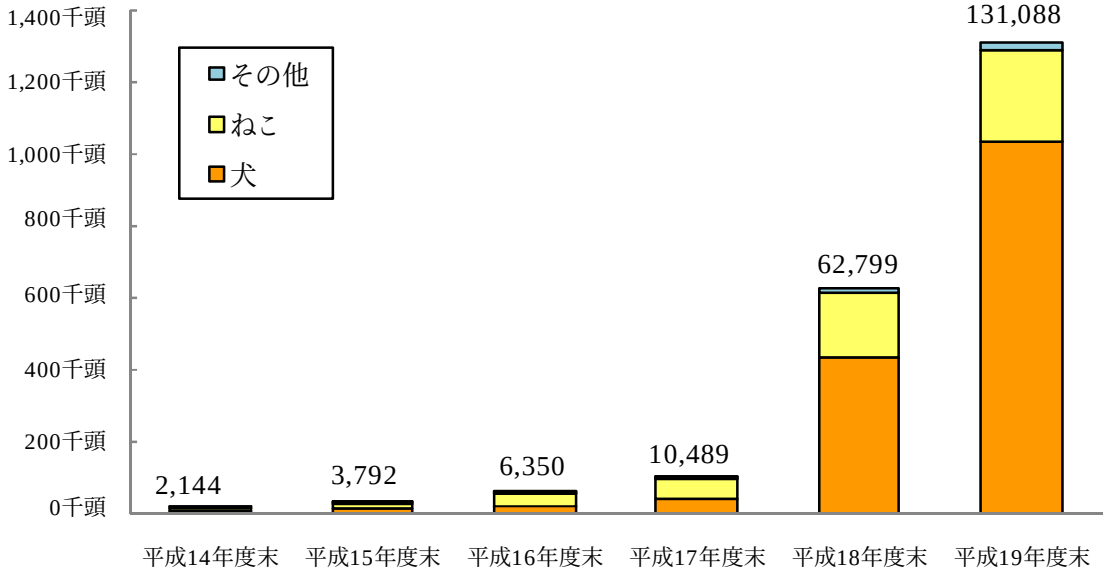

○動物 ID 普及推進会議（AIPO）調べ

動物取扱業の登録状況

○ 改正動物愛護管理法によって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、動物取扱業の登録施設数が約 1.6 倍に増加（平成 19 年 9 月 1 日現在で約 31 千件）。

動物取扱業の登録状況（改正動物愛護管理法施行前後の比較）

■業種別登録状況（のべ数）

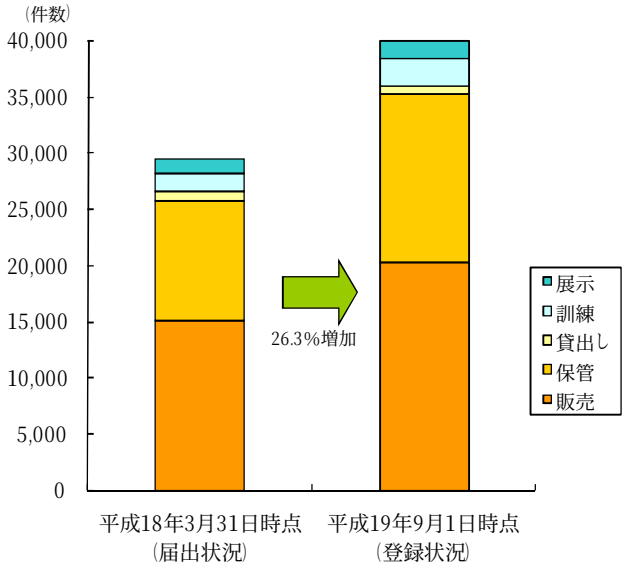

■動物取扱業総施設

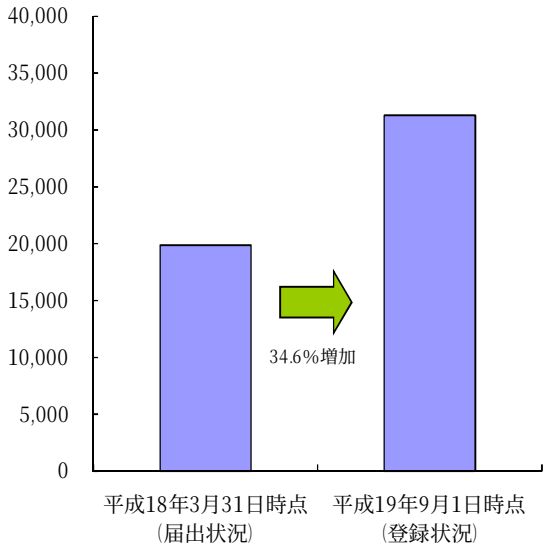

	動物取扱業種別内訳						動物取扱業総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計（のべ数）	
[旧]届出状況（平成 18 年 3 月 31 日時点）	15,071	10,631	877	1,620	1,267	29,466	19,893
[新]登録状況（平成 19 年 9 月 1 日時点）	20,195	14,986	677	2,460	1,652	39,970	31,292

○環境省調べ

動物愛護推進員と動物愛護推進協議会

○ 動物愛護推進員の委嘱数と動物愛護推進協議会の設置数は年々増加。
○ 都道府県動物愛護管理推進計画より、都道府県における動物愛護推進員の委嘱と動物愛護推進協議会の設置は今後さらに増加する見込み。

動物愛護推進員の委嘱状況

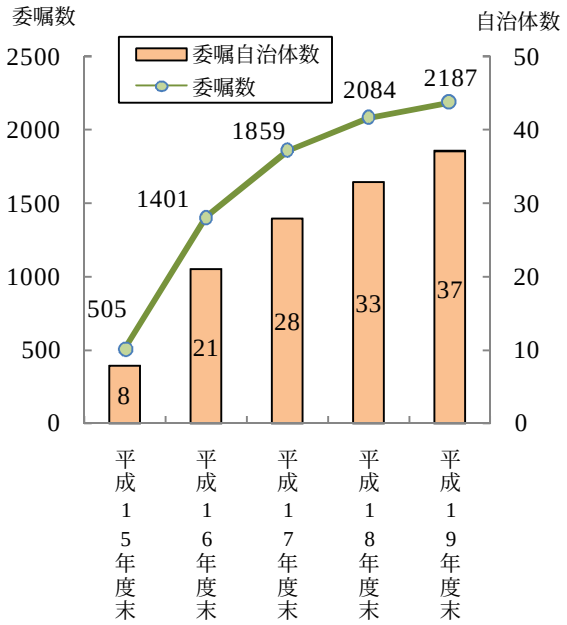

動物愛護推進協議会の設置状況

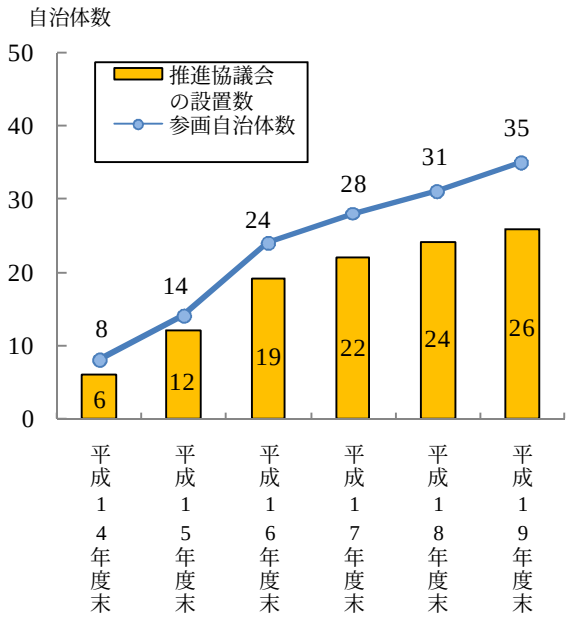

※対象は都道府県、指定都市、中核市（平成 19 年度末で 98 自治体）

動物愛護推進員の委嘱状況（都道府県）

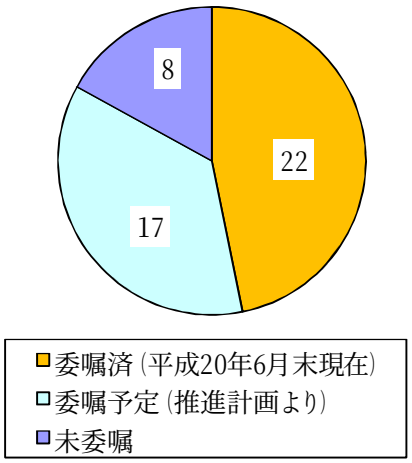

動物愛護推進協議会の設置状況（都道府県）

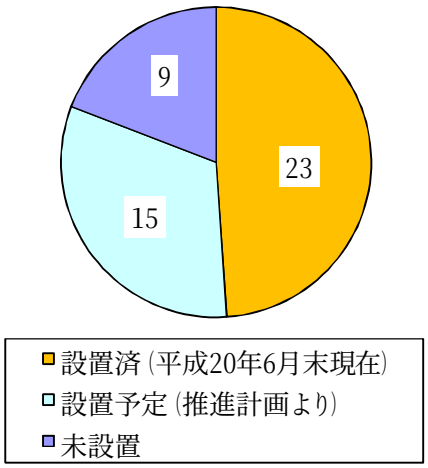

○環境省調べ